

2 0 2 6 年度
富士見市社会福祉協議会事業計画

「人と人をつなぐ 人と地域をつなぐ 身近な相談窓口」

富士見市社会福祉協議会

2026年度富士見市社会福祉協議会事業計画

■基本理念■

「誰もが人として尊重され、安心して暮らせる街・富士見市を目指して」

■事業推進の柱■

【社会福祉事業】

地域福祉事業

1. 法人運営事業
2. 共同募金配分事業
3. ボランティア事業
4. 介護支援ボランティア事業
5. 生活支援体制整備事業
6. ふじみ在宅福祉サービスセンター事業
7. 手話通訳者派遣事業
8. 手話講習会事業
9. あいサポート事業
10. 福祉資金貸付事業
11. 生活困窮者自立支援事業
12. 法人後見事業
13. 成年後見制度利用促進中核機関事業

介護保険事業

14. デイサービスセンターみずほ台通所介護事業
15. 居宅介護支援事業

【公益事業】

施設管理事業

16. 市民福祉活動センター管理運営事業

【収益事業】

清涼飲料水自動販売機設置事業

17. 清涼飲料水自動販売機設置事業

■運営方針■

○職員の人材育成

研修を活用し、事業推進と安定経営に必要な職員の能力を高めます。

○情報発信の充実

社協の役割や会費の使途をわかりやすく伝え、理解者を増やします。

○権利擁護支援の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を整備・充実し、円滑な運営を進めます。

○市との連携・協働

災害時の協定を視野に、平常時から協力体制を強化し、災害ボランティアセンター設置に備えます。

○会員会費の検討

自主財源確保のため、会費区分の改善を検討します。

目次

1. 社会福祉事業	3
地域福祉事業	3
(1) 法人運営事業	3
(2) 共同募金配分事業	5
(3) ボランティア事業	6
(4) 介護支援ボランティア事業	6
(5) 生活支援体制整備事業	7
(6) ふじみ在宅福祉サービスセンター	7
(7) 手話通訳者派遣事業	8
(8) 手話講習会事業	8
(9) あいサポート事業	8
(10) 福祉資金貸付事業	9
(11) 生活困窮者自立支援事業	9
(12) 法人後見事業	9
(13) 成年後見制度利用促進中核機関事業	9
介護保険事業	10
(14) デイサービスセンターみずほ台通所介護事業	10
(15) 居宅介護支援事業	10
2. 公益事業	11
施設管理事業	11
(16) 市民福祉活動センター管理運営事業	11
3. 収益事業	11
清涼飲料水自動販売機設置事業	11
(17) 清涼飲料水自動販売機設置事業	11

1. 社会福祉事業

地域福祉事業

(1) 法人運営事業

事業名称	事業計画
法人運営事業	(1)経営基盤と事業推進力の強化 役員は、経営状況や事業の執行状況を把握し、状況に応じた指示、対応により、経営基盤の強化や事業推進力向上を図ります。 ①三役会・任用委員会 原則月1回開催し、現状把握・課題整理等を行います。 ②理事会 ③評議員会 ④決算監査・中間監査 ⑤役員等研修会 社協事業を知るための内部研修を実施 ⑥事業改善委員会
	(2)事務局体制の強化 事業や業務に取り組む目的、目標を明確にし、事務局内会議等でそれらを共有します。また、社内外研修や人事評価等により人材育成に取り組みます。
	(3)自主財源の確保 市民への理解、協力を得るために周知、広報に努めます。 ①会員会費 ②寄付 ③マスコットキャラクター等を活用した自主財源確保の取り組み ④社協だより、封筒、ホームページ広告料 ⑤自動販売機の手数料
	(4)社協の情報発信 社協が進める地域福祉活動や募集告知等の効果的な情報発信を行います。 ①社協だよりの発行 ・富士見市内全戸配布または回覧 ・公共施設への設置 ②ホームページや各種ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した情報発信 ③各種事業を通じた情報発信 パンフレット、チラシ等の発行を行います。
	(5)地域に向けた福祉教育・共生社会へ向けた事業

	①出前講座の実施 地域福祉に関わることや各種事業に関することなど、地域のニーズに合わせてコーディネートを行います。 ②交流事業の実施 世代間の交流を図りつつ福祉活動センターぱれっと全館のお祭りとして児童館と共催にて開催します。 ③新1年生お祝い事業 篤志家からの寄付を財源に、翌年度小学校に入学予定の児童（新1年生）に対し、お祝いをプレゼントします。
	(6) 地区社協活動の支援 地域の実状に応じた福祉活動を推進するため、地区社協に様々な支援を行います。 ①地域における各種事業への参加・協力 ②地区社協への会費還元 ③地区社協連絡会における事務局および運営支援
	(7) ふれあい福祉センターの運営 市民や関係機関等からの福祉に係る様々な相談を受け付けます。 ①電話、来所、訪問及びホームページからの問合せによる相談対応 ②関係機関や各種事業との連携 ③情報共有による相談体制の整備 ④ニーズ対応に向けた事業展開の検討
	(8) 福祉機器の貸し出し事業 市民へ福祉機器（車椅子、高齢者疑似体験セット、テント、もちつきセット、椅子、机、綿菓子機、ポップコーン機）を貸し出します。
	(9) 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと） 判断能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で安心して暮らせるよう支援を行います。 ①判断能力の不十分な方が適切に制度を利用できるよう福祉関係者に広報活動を実施 ②判断能力が低下した契約者の成年後見制度の利用を検討（中核機関と連携） ③生活支援員会議・研修の実施（法人後見事業と連携）
	(10) 事業継続計画（BCP）の見直し 事業継続計画（BCP）の研修、訓練等を行います。また、現行計画の検証、見直しを行います。

	(11)埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付相談事務
	生活福祉資金の貸付を希望される世帯への相談対応、申請の手続き支援を行い、適切な制度活用と生活再建の支援を行います。
	①申請・償還に関する相談及び手続き支援（緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金等）
	②生活福祉資金の償還、各種変更等の管理事務
	③コロナ特例貸付世帯へのフォローアップ支援及び債権管理事務
	(12)無料職業紹介事業
	生活困窮者の自立に向けた職業のあっせんとそれに必要な就業場所の開拓に努めます。
	(13)フードバンク事業
	地元農家、企業、市民からご協力をいただくとともに、フードバンク埼玉、フードバンクネット西埼玉、セカンドハーベスト・ジャパン等とも連携して食材を確保し、必要とする方へ提供します。

(2) 共同募金配分事業

事業名称	事業計画
共同募金配分事業	共同募金配分事業 市民より寄せられた募金の配分を受け、地域福祉活動の支援や啓発活動など各種事業に取り組みます。
	(1)赤い羽根募金配分金事業
	①福祉事業配分 以下の内容に配分します。 ・災害時運営支援システムに関する費用 ・社協だより発行並びにホームページ運営費用 ・フードバンク事業での食糧品等購入費用
	②地区社協活動の支援配分 地区社協の活動を支援するため、交付金を交付します。
	(2)歳末たすけあい募金配分事業 歳末たすけあい募金で集められた募金を、歳末たすけあい募金配分委員会の答申を経て、有意義な配分を行います。 ①困窮者支援配分 ②歳末ふれあいの集い配分 ③歳末たすけあい募金配分事業の周知及び報告のため、社協だより発行に配分します。

	④福祉の日事業の実施 市民の方が、福祉に目を向けるきっかけとなるような取り組みを実施します。 ⑤社会福祉大会の開催 ボランティア活動やご寄付、長年にわたる会員加入により地域福祉向上に功績のあった市民・団体等に対し、感謝の意を表するため、社会福祉大会を開催します。 ⑥フードバンク事業配分 食料を必要としている困窮世帯に無償で食料を提供する活動であるフードバンク事業に配分します。
--	--

(3) ボランティア事業

事業名称	事業計画
ボランティア事業	ボランティアの活性化を図り、様々な目的をもったボランティアグループや個人、企業、施設等とネットワークを築き、情報を共有し、支え合いの地域づくりを進めていきます。 ①情報発信 ・うさみんクラブ通信の発行 ②ボランティアの育成、支援 ・各種講座やイベント等の開催 各委託事業と連携したイベントや、座学を中心とした講座、企業連携によるミニ講話や体験、ワークショップなどを企画し実施します。 ・助成金による活動支援 ボランティアセンター登録団体や社会福祉推進校を対象に実施します。 ③ネットワークの構築 企業や関係機関、団体等との連携によるイベントや事業の実施、または商品協賛を受けての懸賞企画や、企業との協働、共催による事業などを企画します。 ④活動の場の創出 様々な受け入れ先等との連携により活動の場を創出します。 ・心つながるボランティアプロジェクトの実施 ・使用済み切手、ベルマークの回収と整理 ⑤福祉教育 社会福祉についての理解や関心を持つことにより市民性を育む学習へのサポートや主体的に参加を促せるような機会を提供します。 ・学校教育向けに福祉機器やDVDの貸出を実施 ・ゲストティーチャーのコーディネート ⑥災害ボランティアセンター 運営マニュアルの見直しを行い必要に応じて改訂を行います。

(4) 介護支援ボランティア事業

事業名称	事業計画
介護支援ボランティア事業	65歳以上の方を対象に、自身の介護予防や社会参加、生きがいを目的に、社会福祉施設等へのボランティア活動への活動支援を行い生き生きとした地域社会をつくります。 ①説明会や出前説明会の実施

	②受け入れ施設とボランティアのニーズ調整とマッチング ③ボランティアの活動支援、相談・サポート ④手帳の作成、実績スタンプの作成及び配布 ⑤「登録者だより」の発行 ⑥e スポーツに係る備品の貸し出し
--	---

(5) 生活支援体制整備事業

事業名称	事業計画
生活支援体制整備事業	1 層 2 層兼務の生活支援コーディネーターを配置し、高齢者サロンや地域ケア会議等様々な会議や集まりに参加し、地域資源の把握や意識啓発に努めます。 ※ 1 層…市域、2 層…日常生活圏域（包括圏域）5 か所 ①ネットワークの構築 ・関係者間の情報共有 ・第 1 層協議体との連携 ②地域のニーズの把握 ・地域活動への取材や会議の参加を通し情報共有 ・アンケート調査による地域ニーズの把握と分析 ③資源開発 ・企業の地域貢献活動に関する相談支援 ④ニーズとサービス提供の取り組みとのマッチング ・地域活動に関する相談支援 ⑤2 層協議体の運営および自立に向けた支援 ⑥市民に対する情報発信 ・出前講座による意識啓発 ・公式 SNS を活用した多世代に向けた情報発信 ・定期的な通信の発行による情報の可視化 ・年 1 回の市民フォーラムの開催

(6) ふじみ在宅福祉サービスセンター

事業名称	事業計画
------	------

ふじみ在宅福祉サービスセンター	高齢や障がい、病気等で家事にお困りの方に対し、有償ボランティアによる家事援助等をコーディネートすることにより地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。 ①多様化する福祉課題への対応 ②利用会員・協力会員の募集 ③運用に関する仕組み、在り方の検討 ④他制度との連携
-----------------	---

(7) 手話通訳者派遣事業

事業名称	事業計画
手話通訳者派遣事業	富士見市の聴覚、音声及び言語機能に障がいのある方の家庭生活並びに社会生活における意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者の派遣を行います。 ①登録手話通訳者の派遣に関すること。 ②手話通訳者派遣事業に関わる機関との連携及び調整に関すること。 ③遠隔手話通訳に関すること。 ④手話通訳者対象の研修に関すること。 ⑤運営委員会の開催に関すること。

(8) 手話講習会事業

事業名称	事業計画
手話講習会事業	手話講習会開催事業 手話を幅広く啓発することや、手話通訳者の担い手を増やすことを目的に講習や養成講座を開催します。 ①手話奉仕員養成講習会 ②手話通訳者養成講習会（Ⅱ・Ⅲ） ③はじめての手話体験講座 （一般対象、子ども対象）

(9) あいサポート事業

事業名称	事業計画
------	------

あいサポート事業	誰もが安心して暮らしていける地域共生社会への実現に向けて、「障がいを知る」啓発を推進します。 ①市民対象のあいサポーター研修の実施 ・定例開催 ・YouTube・DVD 研修実施に伴う動画作成 ・小学生を対象とした「あいサポキッズ」の実施 ・福祉教育と連動した研修の実施 ②メッセージャー研修の実施 ③当事者メッセージャーの養成・増員 ④メッセージャーステップアップ研修の実施
----------	--

(10) 福祉資金貸付事業

事業名称	事業計画
福祉資金貸付事業	一時的な収入欠如により生活が不安定になった世帯に、つなぎ資金として、必要最低限の貸付を行います。（限度額 5 万円） ①貸付 相談、世帯状況の確認、貸付金額の精査 ②償還 貸付後の状況確認・フォロー ③督促 償還が無い方に対する督促（電話・郵送）

(11) 生活困窮者自立支援事業

事業名称	事業計画
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える複合的な課題に対し、継続的に相談を受け、困窮状態から早期に脱却できるよう支援します。 ①生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談 ②住居確保給付金の申請受付と相談支援 ③ハローワークとの連携や無料職業紹介事業を通じた就労支援 ④フードバンク・福祉資金・生活福祉資金・弁護士相談等を活用した伴走型の支援

(12) 法人後見事業

事業名称	事業計画
法人後見事業	認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の意思を尊重し、財産管理や身上保護を行います。また、監督人を受任します。 ①支援員が被後見人等の事務に取り組む仕組みの強化 ②市民後見人を希望している支援員に対する後見事務の充実化（中核機関と連携） ③法人後見支援員会議・研修の実施（日常生活自立支援事業と連携）

(13) 成年後見制度利用促進中核機関事業

事業名称	事業計画
成年後見制度利用促進中核機関	権利擁護支援が必要となる人を成年後見制度や適切な支援につなげるため、成年後見制度に関する相談を受け、地域連携ネットワークの中心となって全体

事業	の調整、とりまとめを行います。 ①協議会の開催 ・専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する体制の強化 ②広報・啓発機能 ・権利擁護支援を必要とする方の早期発見 ・市民向け講座の開催 ・支援者向けの研修の実施 ・出前講座の充実 ③権利擁護の相談支援機能 ・必要な支援へつなぐため、権利擁護に関する相談を受け止め、ニーズを精査 ・成年後見制度の必要性がある方や家族等に、訪問・来所等による制度説明の実施 ④権利擁護支援チームの形成支援機能 ・適切な申立ての調整 ・受任者調整会議の開催 ・市民後見人養成講座の実施 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修の実施 ⑤権利擁護支援チームの自立支援機能 ・ケース会議等の調整、参加 ・市民後見人や親族後見人等への支援
----	--

介護保険事業

(14) デイサービスセンターみずほ台通所介護事業

事業名称	事業計画
デイサービスセンターみずほ台通所介護事業	利用者が自分らしく暮らせるよう、利用者の「できる力」を引きだす支援を通じて、生活の質の向上を図るとともに、家族及び関係機関と連携を密にし、地域に根ざした認知症ケアの拠点としての役割を果たします。 ①笑顔あふれる日課や、心地よい居場所空間への工夫をこらします。 ②個別アセスメントに基づくケア計画の見直し、利用者の役割づくりに取り組みます。 ③広報活動を通して事業所の周知を図ります。 ④新人育成体制の強化、定期的なケース検討会を実施します。

(15) 居宅介護支援事業

事業名称	事業計画
居宅介護支援事業	利用者の個別性を反映したケアマネジメントプロセスが展開されるよう努めます。 ①利用者・家族の意向を丁寧に把握し、自立支援・重度化防止を意識したケアプランを作成します。

	②利用者について事業所内で共有・検討し、チームとしての支援力を高めています。 ③業務の見直しや ICT 活用により、業務効率化とケアの質の両立を図ります。
--	---

2. 公益事業

施設管理事業

(16) 市民福祉活動センター管理運営事業

事業名称	事業計画
市民福祉活動センター管理運営事業	指定管理者として、利用者が快適に利用できるよう、また気軽に集える場所となるよう努めます。 ①市民福祉活動センターの貸館管理業務 ②施設維持管理業務 ③【再掲】交流事業の実施 世代間の交流を図りつつ福祉活動センターぱれっと全館のお祭りとして児童館と共催にて開催します。

3. 収益事業

清涼飲料水自動販売機設置事業

(17) 清涼飲料水自動販売機設置事業

事業名称	事業計画
清涼飲料水自動販売機設置事業	地域福祉事業を推進するため、市内の公共施設及び公園に設置した自動販売機（清涼飲料水・アイス合計 10 台）の手数料収入を財源として役立てます。